

転入者が取得又は  
賃貸した空き家



リフォーム  
工事費の一部

を助成  
します

## 住まいる栗原 空き家リフォーム助成事業

～制度のあらまし～

栗原市では、移住者の促進を図るため、住まいる栗原ホームサーチ事業（空き家バンク制度）を活用して空き家を取得又は賃貸した転入者が空き家をリフォームする場合、リフォーム工事費の2分の1以内（上限40万円、下限5万円）を助成します。

更に、加算項目として、①市内の事業者を利用した場合、②若者世帯（世帯主が40歳以下）、③②に該当し、かつ、18歳未満の子供がいる世帯に対し、最大70万円を助成します。

### 対象者

次の要件を全て満たす方

住まいる栗原ホームサーチ事業（空き家バンク制度）を活用して空き家を取得（又は3年以上の賃貸）し、空き家をリフォームする転入者

※転入者とは、補助金交付申請日において、転入から3年未満の方です。

※上記以外にも、税金の未納が無いなど、詳細な要件があります。

### 助成内容

**対象経費**：補助対象経費の合計額から、他から交付される補助金等を差し引いた金額の2分の1以内の金額

**助成額**：上限40万円／下限5万円

**加算項目**：次に該当する場合、上記助成額に各10万円を加算します。

①市内の事業者を利用した場合 10万円

②若者世帯（世帯主が40歳以下） 10万円

③②に該当し、かつ、18歳未満の子供がいる世帯 10万円

※予算の上限に達した時点で受付終了となります。

### 申請方法

**申請先**：企画部企画課 定住戦略室（☎0228-22-1125）

または 各総合支所 市民サービス課

E-mail: teijyusokushin@kuriharacity.jp

※申請書類は、申請先に備え付けているほか、市ホームページからもダウンロードできます

**申請期限**：リフォーム着手の14日前まで



栗原市 移住

検索



ねじりほんたよ